

航時法と罪刑法定主義

法学部 3 回生 井関竜也

0. はじめに

「航時法」とは、時間旅行と時間旅行者の行動を規律する法である。21 世紀初頭を生きる我々にとっては未来の法だが、『ドラえもん のび太の恐竜』において、物語終盤にタイムパトロールが恐竜ハンター行為を行っていた男を摘発する根拠となっている。

ところで、タイムトラベラーを規律するこの法は、「法律制定よりも過去の世界で行われた犯罪を処罰する」ことを宿命付けられている。しかし、法律の制定より過去に行われた犯罪をさかのぼって処罰することは、現代的刑法の原則である罪刑法定主義において「遡及処罰の禁止」として禁じられていることの一つである。

では、この「タイムトラベラーの規律」と「遡及処罰の禁止」とはいかにして共存しうるのであろうか。本稿では、『ドラえもん のび太の恐竜』におけるドルマンスタインに対する航時法の適用を例にとって、この問題を考察したい。

1. 問題の所在—罪刑法定主義と遡及処罰の禁止

まず、罪刑法定主義と、そこから導き出される訴求処罰の禁止について紹介したい。

罪刑法定主義とは、「刑罰を下すには、いかなる行為が犯罪にあたりどのような処罰をくだされるかを、あらかじめ議会制定法によって定められていなければならない」とする原則である。21 世紀時点の我が国においても、日本国憲法 31 条が、この罪刑法定主義の原則を定めているものと解されている。

この罪刑法定主義は、二つの理由から必要とされている。一つは、あらかじめ「何をしてはいけないのか」が分かっていることで自由な行動を可能とする自由主義の要請。もう一つが、「何を禁止するかはみんなが議会で決めるべき」とする民主主義の要請である。

この罪刑法定主義から導き出される具体的原則の一つが、本稿で問題とする「遡及処罰の禁止」原則である。この原則は、「ある行為がなされた後、その行為を犯罪とする法律を制定し、その法律の効果をさかのぼらせて、行為を処罰してはいけない」とする原則である（正しくは刑を重くする改正の問題もあるが、ここでは省略する）。

具体例をあげてみよう。たとえばある人 X が、その時点で合法的に服用できる A 薬物を使用したとしよう。その後、その薬物の危険性が認識され、その A 薬物を服用することが禁止する甲法律が制定されたとする。しかし、X が薬物 A を服用したのが甲

法律の制定より前であれば、甲法律を根拠に X を処罰することができない。つまり、「さかのぼって処罰」することはできないのである。

この原則は、先の説明でいえば自由主義の要請から必要とされている。いくら「法律で禁止されていないから自由に行動できる」と言ったところで、後から法律で禁止され処罰されるかもしれないというのでは、自由な行動は保障されないからである。

しかしながら、ここまで読まれて既にお気づきかもしれないが、この原則はタイムトラベラーを規律する航時法とは根本的に矛盾するものである。なぜか。航時法は過去へのタイムトラベル中になされた行為を処罰する規定を含んでおり（例：過去の生物の殺傷禁止）、その行為を処罰するには、当然ながら遡及処罰を行わねばならないからである。

では、航時法と遡及処罰の禁止とは、両立しうるのだろうか。以下、ドルマンスタイン・恐竜ハンター事件を例にとって、考察してみよう。

2. 事例：23 世紀人に対する白亜紀における 23 世紀の法の適用

冒頭でも述べた通り、過去の時代における航時法適用のメルクマールとなっているのは、20 世紀の少年と 22 世紀のネコ型ロボットを殺害しようとしていた恐竜ハンターとその顧客（共に 24 世紀人）が 23 世紀のタイムパトロールに検挙されたドルマンスタイン・恐竜ハンター事件であろう。犯人 2 名による恐竜の殺傷が摘発されたこの事件について、客観的時間軸順に出来事を整理してみよう。

- ・ドルマンスタイン、恐竜時代で恐竜ハントを行う（白亜紀）
- ・のび太、ドラえもんたちとの攻防により、基地の存在が露呈（白亜紀）
- ・ドルマンスタイン、逮捕される（白亜紀）
- ・**航時法の制定**（21~22 世紀）
- ・タイムパトロール隊、基地の存在を感知し、摘発に乗り出す（23 世紀）
- ・ドルマンスタイン、恐竜ハンターの誘いをうけ白亜紀へ（24 世紀）

こうして整理すれば、「航時法が、その制定以前に行われたドルマンスタインの行為に適用されている」ことは明らかだ。

しかし、航時法においても、罪刑法定主義は守られているものと考えられる。

ここで、少し違った角度から考えてみよう。24 世紀人であるドルマンスタインに対して適用されたのは、いったい、いつの「航時法」だったのであろうか？ 作中、ドルマンスタインを摘発したのは、23 世紀のタイムパトロール本部から出動した隊員であることを伺わせる描写がある。彼らが準拠した法は、23 世紀において施行されている法律であろう。

つまり、24世紀人であるドルマンスタインに対しては、少なくとも23世紀以前に施行された法律が適用されているのである。仮に、航時法が23世紀から24世紀までの間に改正されていないとすれば、ドルマンスタインは、自らの生きる時代に施行されている法律の適用を受けたことになる。ここに、航時法と遡及処罰の禁止が両立しうる余地があるのではないだろうか。すなわち、刑罰の対象となるタイムトラベラーの「行為の時点」ではなく、タイムトラベラーが「時間旅行に出発した時点」の法律にもとづいて、刑罰を課されるのだ。いわば、航時法の属人的適用を行うのである。

この適用方法には、罪刑法定主義の当初の目的を果たすことができる、という利点がある。24世紀人であるドルマンスタインは23世紀に制定され（て、24世紀でもなお効力をもっている）航時法の内容を知ることができたのであり、その法の定める処罰内容を知ることができた。そして彼には、原理的には、24世紀の議会を通して、航時法を改正する機会も与えられていた。つまり、自由主義と民主主義の要請を満たしているのである。

3. 結論と今後の課題—航時法の属人的適用

以上の議論をまとめると、「タイムトラベラーは、当人が時間旅行に出発した時代の法を適用される」とする「航時法の属人主義原則」が導かれることとなる。

しかしながら、なおも、タイムトラベラーが法改正以前の時代のタイムパトロールに逮捕されるのか、時間旅行中に法改正がなされた場合どうなるのか、などの疑問は残る。また、あくまで航時法も未来に向かってのみ適用可能であり、時間犯罪についてはタイムトラベルの開始をもって実行の着手とする考え方も成立しうると思われる（もともと、この説によると、時間旅行開始後に故意を生じた場合についての処理が困難となる）。

以上のような問題の解決については、今後の航時法学の発展に期待したい。

参考文献

2013年『入門刑法学総論』井田良 21世紀における刑法の入門書として

1980年『大長編ドラえもん (Vol.1) のび太の恐竜』ドルマンスタイン・恐竜ハンター事件の詳細を描く物語として